

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和23年10月1日から同年11月1日までの期間、及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を同年10月1日に、資格喪失日に係る記録を24年5月1日に訂正し、申立期間①のうち、23年10月に係る標準報酬月額を3,000円に、申立期間②に係る標準報酬月額を3,900円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月から23年11月1日まで
② 昭和24年4月1日から同年5月1日まで

ねんきん特別便により、A社に勤務した期間のうち両申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。昭和21年4月から、同社がD社に商号変更した26年10月以降まで継続して勤務していたので、両申立期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から提供された*台帳により、申立人がA社C支店に昭和23年10月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社では、従業員全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと回答している。

一方、申立人は、昭和21年4月から当該事業所に勤務したと申述しているが、上記*台帳の記録及び同僚の証言によると、23年10月1日より前の期間において申立人が同事業所に勤務していたことは確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立人の入社日である昭和23年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①のうち、昭和 21 年 4 月から 23 年 10 月 1 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険の被保険者として給与から保険料を控除されていたとは認められない。

また、昭和 23 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における同年 11 月 1 日の記録から、3,000 円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の*台帳によると、申立人は、昭和 23 年 10 月 1 日の入社日から 31 年 5 月 28 日の退職日まで、継続して A 社に勤務していたことが記載されており、申立期間②においても同社 C 支店に勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所の同僚の証言によると、申立人は、申立期間②においても継続して勤務し、業務内容や勤務形態に変更は無かったとしている上、前述の同事業所の回答から判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳における昭和 24 年 1 月 1 日の記録から、3,900 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成16年5月15日及び17年5月18日は、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年5月15日
② 平成17年5月18日

ねんきん定期便で確認したところ、A社から支払われた両申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険記録が無いことが判明した。同社から厚生年金保険被保険者賞与支払届が社会保険事務所（当時）に提出されているが、厚生年金保険法第75条該当により年金額の計算の基礎とはされていない。両申立期間について年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における両申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額について、同社は被保険者賞与支払届を平成21年10月7日付けで社会保険事務所に提出し、これに基づき社会保険事務所において両申立期間の標準賞与額が150万円と記録されている。ただし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされていない。

これに対し、申立人は、当委員会に対し両申立期間の年金記録の確認を求めているものであるが、申立人から提出を受けた賞与明細書によると、申立人は、両申立期間に賞与の支払いを受け、150万円の標準賞与額に基

づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料について、納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年8月から58年3月まで

私は、母からA村（現在は、B市）役場に国民年金の加入手続に行くようにと言われ、昭和54年8月13日に同役場で加入手続を行ったが、国民年金手帳記号番号の払出しが59年2月21日となっている。

当時、家族全員の国民年金保険料を母が支払っていた。母は他界してしまい詳しいことは分からないが、兄の記録は納付になっている。当時、「国民年金の加入手続に行きなさい。」と言った母が、兄の保険料のみを納付していたとは思えない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年8月に国民年金の加入手続を行い、その母親が家族の保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは59年2月21日であり、その記載内容に不自然な点は無く、その時点では申立期間の大半については時効により保険料を納付することができない上、ほかに申立期間の保険料をさかのぼって納付した事情もうかがえない。

また、申立人は、その母親が兄の保険料のみを納付していたとは思えないと申述しているが、兄の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達する前の昭和54年4月に払い出されており、申立人の手帳記号番号が払い出された時期とは相違している上、その兄についても、申立人と同様に手帳記号番号が払い出された年度から保険料の納付が開始されていることから、申立人の申立期間の保険料が未納となっていることに不自然さはいかがえない。

さらに、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料を納付していたとするその母親も既に他界しているため、申立期

間当時の具体的な保険料の納付状況が不明である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から54年3月までの期間及び56年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年6月から54年3月まで
② 昭和56年7月から61年3月まで

申立期間①の国民年金保険料については、両親が納付してくれていた。申立期間②の保険料については、実家に住んでいる時は農協の方が、市営住宅に住んでいる時はA信用組合の方が集金に来てくれていた。申立期間について、国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号の払出しを受けなければならないところ、申立人の手帳記号番号は昭和61年7月に払い出されており、申立期間中、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①について、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間①においては学生であり、申立期間②においては厚生年金保険の被保険者の配偶者であるため、国民年金の加入は任意であることから、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和61年7月の時点では、申立期間にさかのぼって国民年金に加入することはできなかつた上、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情もうかがえない。

加えて、申立人が昭和61年4月に市に提出した国民年金被保険者資格取得・種別変更（第3号被保険者該当）届書について、同年4月に第3号

被保険者への種別変更ではなく、第3号被保険者として新規加入した事務処理が行われていることが確認できることから、同年3月以前は国民年金に未加入であったことが推認される。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 12 年 1 月 26 日まで
A社の代表取締役であったときの報酬月額は 30 万円であったが、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額については、当初、30 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成 12 年 1 月 26 日より後の同年 2 月 15 日付けで、10 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は「当時、A社は社会保険料の滞納が 1 か月ないし 2 か月分あり、標準報酬月額の減額処理について同意したかもしれない。また、社会保険事務所（当時）に対する遡及訂正処理の手續や書類の作成等は自分で行ったと思う。」と申述していることから、申立人は、A社の代表取締役として、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理に同意したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、当該遡及訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から 44 年 7 月まで

昭和 41 年 1 月に A 社 B 部に勤務していたが、勤務開始直後に社員から「厚生年金保険の加入手続をする。」と言われたので、退職する 44 年 7 月までの間、当然に厚生年金保険に加入していたと思っていた。この期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な申述及び同僚証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社 B 部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について証言を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所に勤務していた当時は臨時雇用であったかも知れないと申述しているところ、同僚の一人は「A 社 B 部では、* * * により解雇された者を臨時雇用として採用しており、申立人も正規の職員ではなく、臨時雇用の職員であった。」と証言している。

さらに、申立人は「給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと思う。」と申述しているところ、前述の同僚は「臨時雇用の職員はほかにも居たが、正規の職員以外は厚生年金保険に加入できなかったはずだ。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から同年10月16日まで
② 昭和20年9月1日から21年1月16日まで

昭和17年4月から18年7月1日までA社B工場に勤務した期間のうち、申立期間①について厚生年金保険被保険者としての記録が無い。また、同社がC社D工場に改称された後も、20年9月1日から23年3月1日まで引き続き勤務していたが、申立期間②について厚生年金保険被保険者としての記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記述した「職歴書」により、申立人がA社B工場に在職していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間①におけるA社B工場の健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和2年度生まれの者164人が、申立人と同日の昭和17年10月16日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、これらの者のうちの6人から申立人と同時期の昭和17年3月に地元の国民学校高等科を卒業後、同級生と共に新卒でA社B工場に入社したとの証言が得られ、さらに、そのうち1人は「自分の厚生年金保険が昭和17年10月からであることについては、入社後半年間は見習い期間だったと思う。」と証言していることから、事業主が申立人を含む新卒者を同年10月16日に資格取得させた状況がうかがえる。

申立期間②について、同僚の証言及び申立人が記述した「職歴書」により、申立人がC社D工場に在職していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所はオンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 20 年 12 月 1 日であることが確認でき、申立期間②のうち、同日までは適用事業所になっていない。

また、『E社 30 年史』によると、「C社は、戦時中にF工場であったA社の整理業務を担うため作られた事業所であり、商工省（当時）から整理業務を正式委託される昭和 21 年 10 月まで、自主的に離職従業員の帰郷の斡旋^{あつせん}、分散資材の集結・保管等の業務をしていた。」との記述があるところ、C社D工場^{あつせん}で申立人と同日の昭和 21 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得した従業員 4 人から、「戦前はA社に在職しており、昭和 20 年 9 月にC社に異動した。」との証言が得られ、これらのことから、C社D工場においてはA社当時の従業員について、新規適用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社B工場及びC社の後継事業所であるE社の本社人事部は「両事業所についての記録は残っていない。」と回答しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
A社に昭和 35 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日まで勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、同社は厚生年金保険の適用事業所ではない旨の回答をもらった。勤務していたことは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申述しているが、申立人は申立期間当時の従業員を記憶しておらず、従業員からも証言を得られないことから、勤務実態について確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所となったのは申立人が退職した後の昭和 39 年 3 月 19 日であることから、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 48 年 2 月 8 日から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚証言から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の複数の同僚は、申立期間当時同社では、入社してから3か月間程度の試用期間があったと証言しており、このことは当該同僚が同社に入社した時期より、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が2か月ないし3か月後になっていることが確認できることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、事業主は「申立人が在籍していた当時は、個人経営の事務所であった。昭和 64 年 1 月に法人化して、社員全員の社会保険を引き継いだものの、書類はすべて破棄してしまったため、詳しいことは分からない。」と供述しており、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
A社に昭和 45 年 3 月から同年 6 月まで勤めていた。同社は大きい会社だったので、厚生年金保険に加入していたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容によりうかがえる。

しかしながら、B社C支社及び同支社D支店に照会したところ、申立期間当時の資料は残っていないと回答している上、申立人は、当該事業所に係る申立期間当時の同僚等を記憶していないと申述しているところ、申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚等においても申立人を記憶している者がいないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料控除の事実について証言を得ることができない。

また、申立人は「研修期間は1、2週間ぐらいだった。厚生年金保険や雇用保険に加入したかどうかは不明。私は、途中で入社した。」と証言しており、申立人の雇用保険の加入記録が、申立期間において確認できないところ、申立人と同一業務に従事していたと認められ、新規で採用された複数の同僚等は「研修期間は、3か月間ぐらいあり、入社と同時に厚生年金保険や雇用保険に加入した。」と証言している上、「中途入社の者もいたが、その者たちが厚生年金保険に加入したかどうかは分からない。厚生年金保険には、きっちり加入させる会社であったが、中途入社の者は研修が終わるまで加入させない取扱いがあったかもしれない。」と証言していることから、当該事業所においては、申立期間当時、厚生年金保険に加入させた者については雇用保険にも同時に加入させたものの、すべての従業員

員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は見当たらず、申立期間において健康保険整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月ごろから 30 年 3 月 8 日まで
A社に昭和 29 年 3 月から勤務し、約 2 か月ないし 3 か月の見習い期間終了後は、厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているが、被保険者資格取得日が 30 年 3 月 8 日と記録されている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言からうかがえる。

しかしながら、申立人と同時期に当該事業所に入社したと証言している複数の同僚の加入記録を確認したところ、入社したとする日から1年4か月ないし2年3か月経過後に被保険者資格を取得しており、同事業所においては、すべての従業員について、申立人が申述している2か月ないし3か月の見習い期間終了と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所は、既に閉鎖し、事業主は死亡しており、勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について事情を確認することはできない上、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 1 日から同年 12 月ごろまで
A 社（現在は、B 社）に昭和 49 年 11 月から 50 年 12 月ごろまで勤務したが、同年 3 月 1 日以降の厚生年金保険の加入記録が無い。同年 3 月に婚姻し転居したが、転居先から電車により通勤し、同年秋の社員旅行に参加した記憶が有るので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における厚生年金保険被保険者資格喪失日と記録されている昭和 50 年 3 月 1 日以降も同年 12 月ごろまで継続して勤務していた旨を申述しているが、同社の後継会社である B 社に照会したところ、申立期間当時の関連資料が無いと回答しており、当時の同僚の証言からも申立人の申立期間当時における勤務実態に関して供述を得ることができない。

また、申立人に係る A 社の厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者資格喪失日は、昭和 50 年 3 月 1 日と記録されており、同社が加入していた C 健康保険組合（現在は、D 健康保険組合）に被保険者資格喪失日を照会したところ、資料が保管されておらず、不明である旨を回答している。

さらに、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、申立期間中である昭和 50 年 9 月 18 日から夫の被扶養者として記録されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。